

地方税の電子化について



地方財政審議会

平成31年4月19日

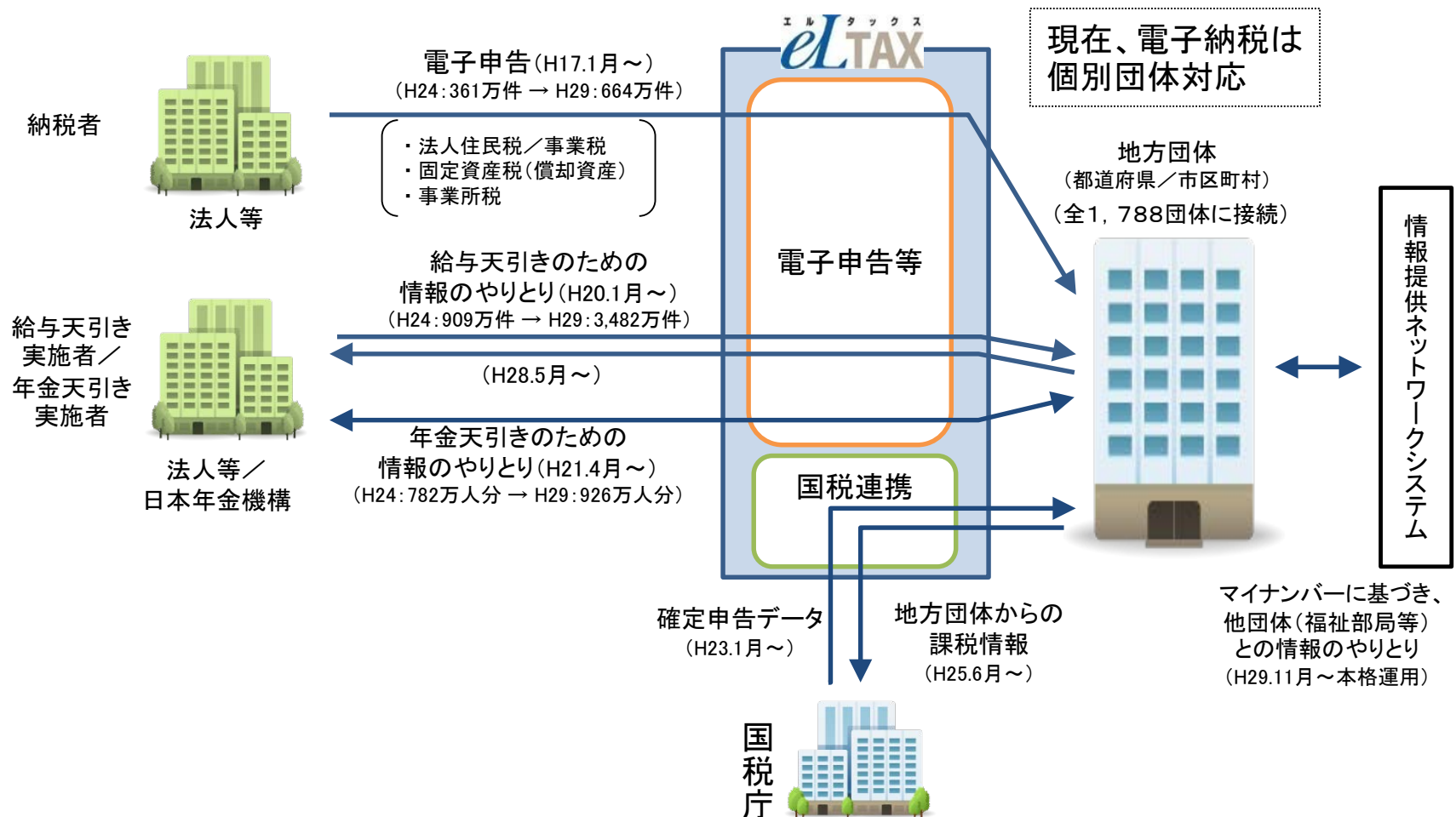
総務省自治税務局電子化推進室長

平 木 省

eLTAX(エルタックス)について

○ eLTAXは、地方税共同機構(地方共同法人)により運営される地方税の電子申告及び国税連携のためのシステム。eLTAXが担う役割は順次拡大し、「地方税の電子化」の基盤となっている。

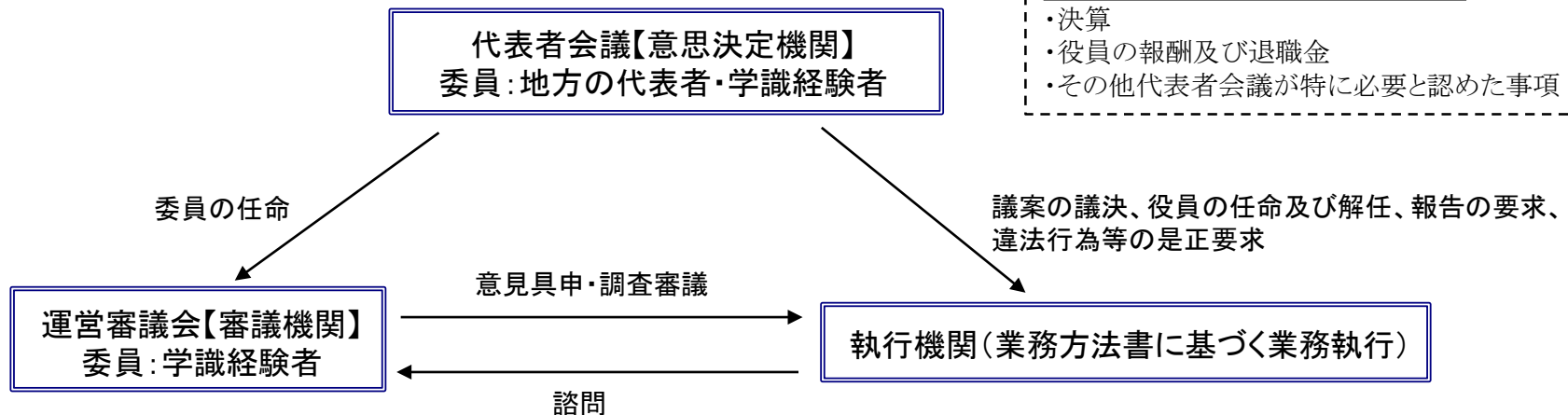
※ e-Tax(国税の電子申告のためのシステム)は国税庁が管理・運営



地方税共同機構の概要について①

- 地方税共同機構は、地方税法に基づきすべての地方団体が共同して運営する組織(地方共同法人)として、平成31年4月1日に設立(地方税法第761条)。
- eLTAXが安全かつ安定的に運営されるよう、eLTAXの運営主体について以下のとおり措置。
 1. 意思決定機関である代表者会議は、知事会、市長会、町村会が任命する地方代表者3名及び学識経験者3名で構成され、地方税共同機構の予算及び事業計画は大臣への事後的な届出が必要(同法第792条第2項)。
 2. eLTAXの適正な運営のために必要な総務大臣による報告・立入検査、違法行為等の是正要求、命令を規定(同法第796条～第798条)。
 3. eLTAXの運営主体の役職員に対し、秘密保持義務を規定(同法第788条)。
- 地方税共通納税システムをはじめとする地方税共同機構の運営等経費は、すべての地方団体からの負担金で賄われており(同法第794条)、システム改修等、負担金の増を伴う取組には、地方団体の理解が不可欠。

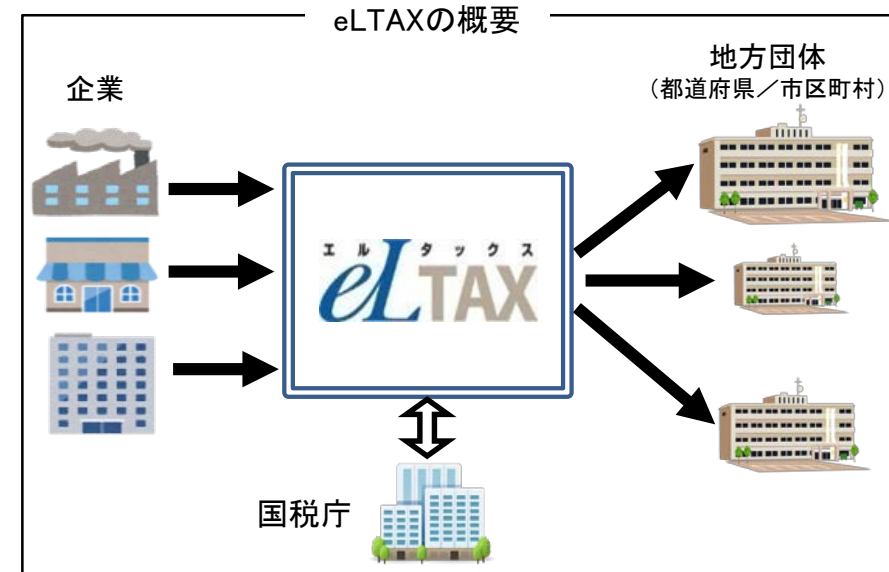
組織概要



地方税共同機構の概要について②

業 務

1. eLTAX(地方税のポータルシステム)の管理・運営
 - ・ 地方税共通納税システムの管理・運営
2. 自動車保有関係手続ワンストップ(OSS)の管理・運営
3. 地方税務行政に対する支援
 - ・ 地方税に関する広報
税制改正に係る広報、税を考える週間に係る広報 等
 - ・ 地方団体職員向け税務研修
情報セキュリティ研修、eLTAX研修、不動産評価研修、徴収事務研修 等
 - ・ 地方税に関する調査研究
地方税の諸課題に関し、地方団体等が参画して実施する調査研究 等



地方税における電子化の沿革

H31.4～

- ・H15.8 地方税電子化協議会設立
- ・H17.1 6府県で電子申告システム(eLTAX)稼働
- ・H27.12 全地方団体にて電子申告受付に対応
- ・H29.1 給与支払報告書等及び源泉徴収票の電子的提出の一元化
個人住民税でのマイナンバーの活用

○H31.4 地方税共同機構を設立(総務大臣認可)

以下の3組織の業務を承継

- ・地方税電子化協議会
- ・全国地方税務協議会
- ・OSS都道府県税協議会

○H31.10 地方税共通納税システム稼働

○H32.4 大法人に係る電子申告の義務化

更なる
電子化
の推進

地方税共通納税システムの導入

- 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。
- eLTAXによる電子申告は、平成16年度の運用開始後、平成25年には全団体が利用することとなった。
平成31年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となることから、法人の事務負担は大きく軽減される見込み。

※ 当面の対象税目：法人事業税・住民税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）、事業所税

概要

<企業による納税>

■地方法人二税等

申告件数：約427万件（法人市町村民税の場合）

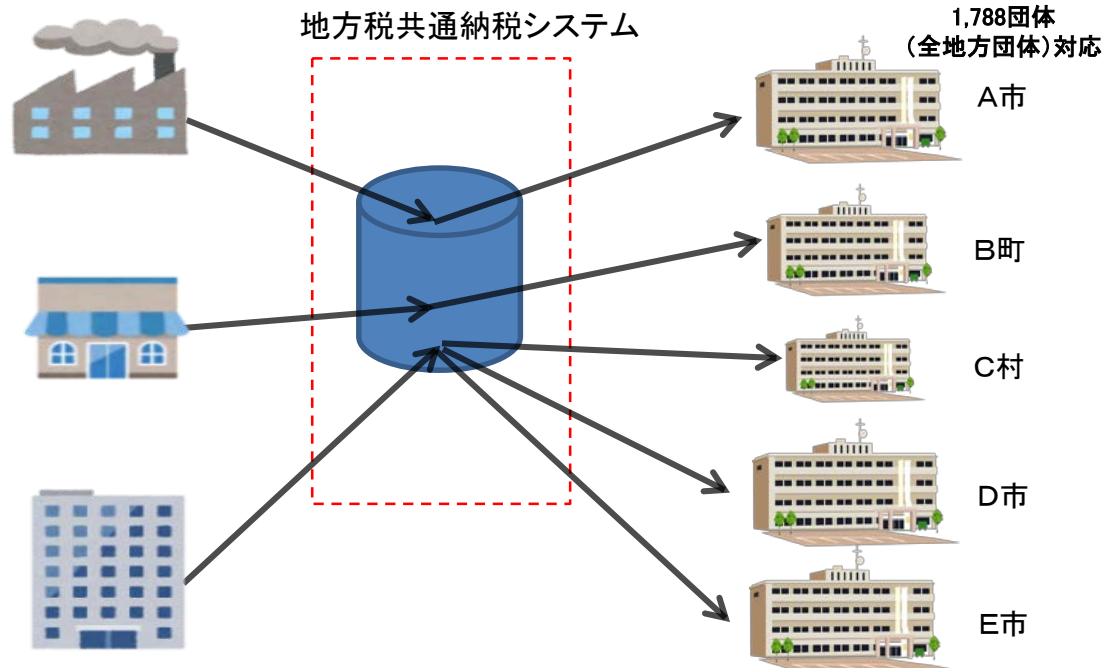
■個人住民税（給与所得に係る特別徴収）

納税義務者数：約4,063万人

※支払回数：年12回

■事業所税

申告件数：約12万件



※ 以下のとおり、法人の電子申告データを円滑に提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告義務化を図る。

- ・ 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除【平成32年3月実施予定】
- ・ 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化【平成32年4月実施予定】
- ・ 大法人における地方法人二税の電子申告義務化【平成32年4月1日以後に開始する事業年度の申告から】
- ・ 中小法人における地方法人二税の電子申告利用率70%以上【平成31年度まで】

地方税共通納税システムにおける主な導入メリット

主な導入メリット

納税者

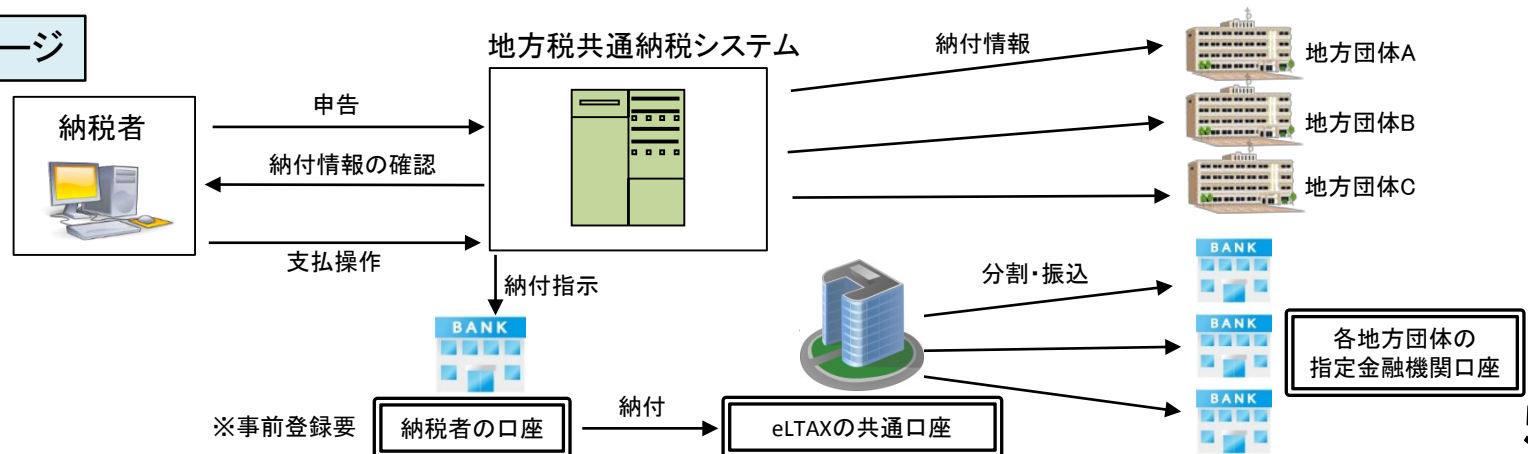
- 対象税目について、平成31年10月から、すべての地方団体に対して電子納税可能に。
- 複数の地方団体への多数の納付についても、その合計金額をeLTAX共通口座に1回送金するのみで納付が可能に。
- ダイレクト納付※についても、対応。（インターネットバンキングにおける振込権限を税理士等に任せることについて、躊躇しがちな法人の利用拡大に繋がると期待）
- ダイレクト納付・インターネットバンキングによる振込のいずれにおいても、自社の取引金融機関口座（納付先地方団体の収納代理金融機関等に限らない）から直接納付が可能

※ ダイレクト納付とは、納税者が予め金融機関口座を登録した上で、eLTAX上での電子申告等に基づく納付情報を用いて、登録口座からの振替による電子納税ができる方式

地方団体及び 指定金融機関・ 収納代理金融 機関

- 窓口来訪者の減少による、窓口業務の負担軽減。
- 領収済通知書のパンチ入力作業の減少。
- 1件あたりの収納手数料は納付先団体数に関わらず定額であるため、地方団体が負担する手数料負担は減少。
- 納付書の印刷費・封入作業・郵送費の減少。

ダイレクト納付のイメージ



ICTによる納税方法の多様化

- 従来から行われてきた口座振替に加えて、コンビニ納税（平成15年度）、クレジットカード納付（平成18年度）など累次の制度改革により、納税方法は多様化しており、特に、個人向けの利便性は向上してきている。

※ 例えば、コンビニ納税には、平成29年度時点で、全ての都道府県、7割弱の市町村が対応している。

- 特に、個人向けの納税方法については、今後、更なる多様化が見込まれる。

<平成29年度における納税方法の状況>

		口座振替	コンビニ収納	クレジットカード納付	ペイジー (MPN)
都道府県	対応団体	47団体	47団体	40団体	31団体
	利用件数	784万件	2,159万件	154万件	773万件
	利用件数における 平成24年度との比較	1.1倍	1.32倍	6.42倍	1.43倍
市区町村	対応団体	1,736団体	1,179団体	196団体	67団体
	利用件数	1億2,630万件	7,890万件	54万件	275万件
	利用件数における 平成24年度との比較	1.06倍	1.63倍	9倍	2.59倍

※ ペイジーによる納付とは、収納機関と金融機関を共同のネットワークで結ぶ『マルチペイメントネットワーク(MPN)』を活用して、パソコンやスマートフォンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスをいう。

【 現 状 】

- eLTAXは、既に全ての都道府県・市区町村が接続。
- eLTAXを使用して電子申告する法人は、中小企業も含め、年々増加。
- 平成30年度税制改正により措置された、大法人の電子申告義務化や、給与支払報告書等のeLTAX等による提出義務基準引下げにより、eLTAXの更なる利用が見込まれる。

【 課 題 】

- 申告期限の直前にeLTAXに障害が発生し、現行制度の下で各々の地方団体が個別に申告期限を延長した場合、納税者にとっては、各地方団体の延長後の期限の確認や、当該期限に合わせた申告書の提出など、過度な事務負担が生じるおそれ。

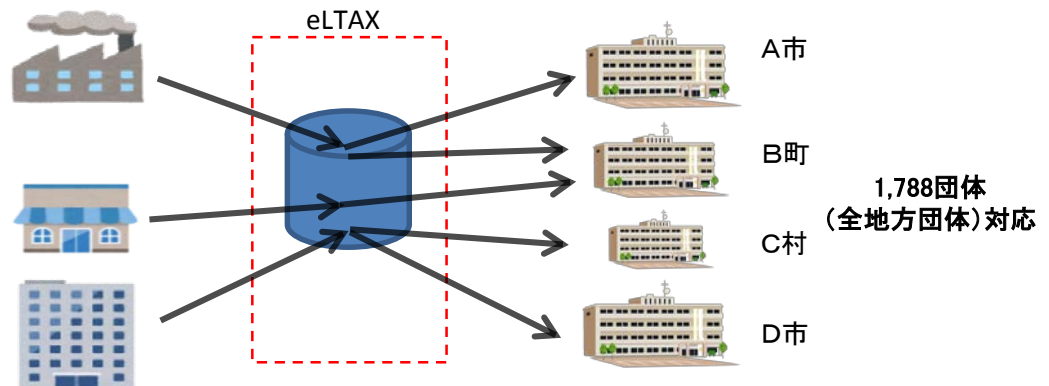
<電子申告・提出の主な例>

■ 法人事業税

eLTAX申告件数：約270万件
(予定、中間、確定申告)

■ 個人住民税(給与支払報告書)

eLTAX提出件数：約3,500万件



【 現 行 】

地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、期限までに申告等を行うことができないと認めるときは、期限を延長

eLTAXに障害が発生した場合、迅速かつ全国統一の対応が必要



【見直し(追加)】

総務大臣は、eLTAXの障害により、多くの納税者が期限までに申告等を行うことができないと認めるときは、告示を行うことにより、期限を延長

(施行日：平成31年4月1日)

ICT化の進展に対応した主な施策(地方税)

年度	法人申告	給与支払報告書 公的年金等支払報告書	公的年金からの 個人住民税の特別徴収	国税連携	個人住民税の 特別徴収税額通知	自動車税	その他
H16	● 法人住民税、法人事業税、固定資産税(償却資産)の申告開始						地方税関係書類のスキヤナ保存制度の創設(取引の相手方から受け取った書類の電子保存を可能とする)(H17)
H17						● OSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)による、自動車税、自動車取得税申告開始(新車新規のみ)	
H19	● 事業所税の申告開始 ● 法人設立届等の提出開始	● 給与支払報告書・公的年金等支払報告書の申告開始					
H21			● 公的年金の特別徴収データの連携開始				
H22	全地方団体がeLTAXに接続						
H22				● 所得税確定申告書の連携開始			スキヤナ保存制度の対象拡大・要件の見直し(3万円以上の領収書等を対象に追加等)(H27)
H25		● 一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出を義務化		● 法定調書の連携開始 ● 扶養是正情報の連携開始			
H27						● JNKS(自動車税納付確認システム)運用開始	
H28		● 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出を一元化			● 特別徴収税額通知(特徴義務者用)の電子化		
H29				● 源泉徴収義務者情報の連携開始		● 中古車新規登録、移転登録、変更登録、抹消、継続検査も対象	
H30	● 認証手続の簡便化(自署押印制度の廃止等)						
H31							● 地方税共通納税システムの導入(H31.10)
H32	● 大法人に係る電子申告義務化(H32.4.1)	● 給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出基準の引下げ(H33.1.1)					

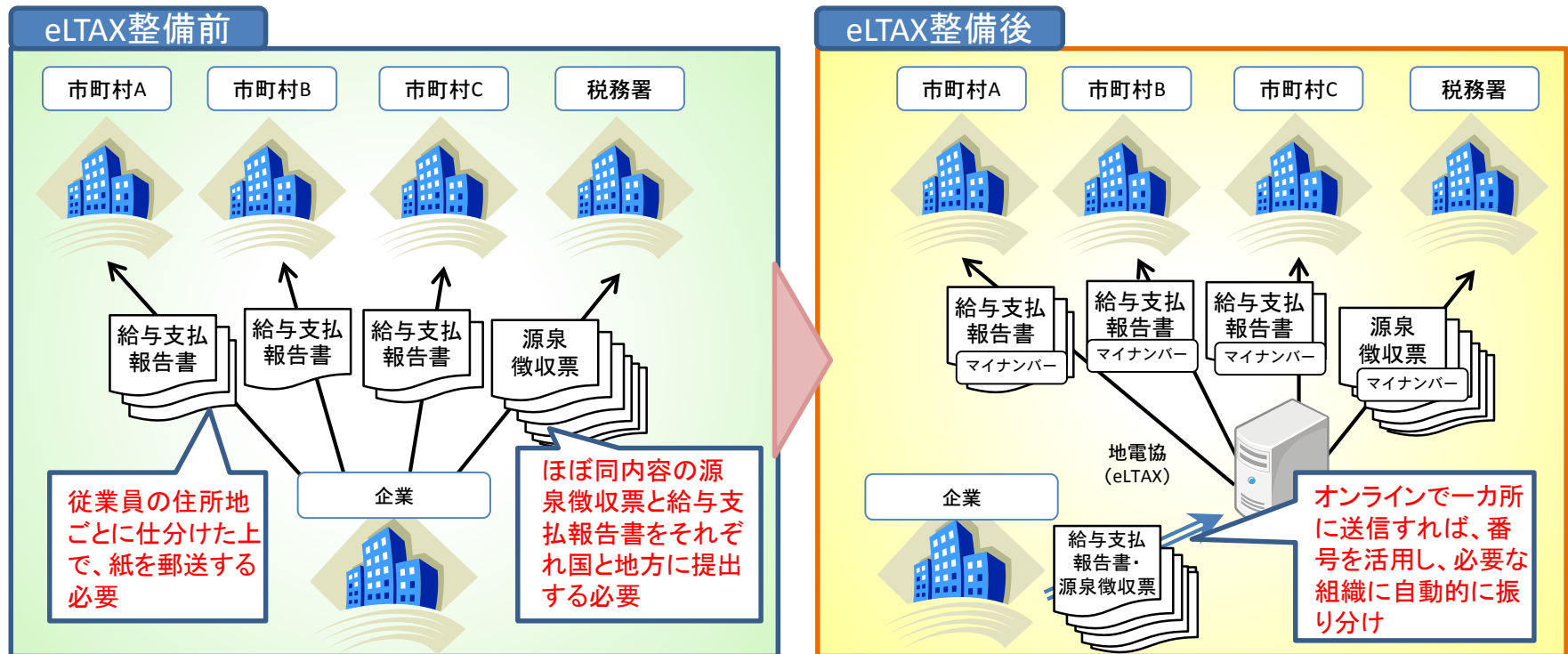
給与支払報告書・源泉徴収票の電子的提出の一元化

- 企業は、従業員の給与に係る給与支払報告書を従業員住所地の市町村に、源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出している。
- 給与支払報告書と源泉徴収票の様式を統一し、地電協(eLTAX)に一元的に送信して必要な提出先に振り分けることにより、企業の事務負担を軽減する。

※ eLTAX整備前は、紙により従業員住所地の市町村等ごとに仕分けた上で、郵送していた。

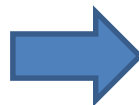
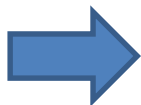
※ 平成26年1月から、一定規模以上の事業者に対し、給与支払報告書の電子的提出を義務化。

※ 平成29年1月から、給与支払報告書と源泉徴収票の電子的提出を一元化。また、マイナンバーを含む情報がeLTAX経由で送信される。



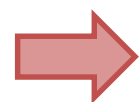
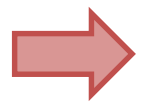
国税庁→地方団体

- 所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信（平成23年1月～）
→ 所得税確定申告書に記載されている所得金額等の情報を提供
- 法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信（平成25年5月～）
→ 国税庁に提出された法定調書のうち、利子・配当等の支払調書等の情報を提供
- 源泉徴収義務者情報の市区町村へのデータ送信（平成29年6月～）
→ 市区町村における特別徴収義務者の把握に資するよう、源泉徴収義務者の名称・所在地等の情報を提供



地方団体→国税庁

- 扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信（平成25年6月～）
→ 市区町村において有している所得控除や合計所得金額の変更に係る情報を国税庁に提供
- 市区町村で受理した所得税確定申告書の情報の国税庁への引継（平成29年1月～）
→ 市区町村において受理した所得税確定申告書の情報を国税庁に電子的に提供



※未対応の市区町村あり

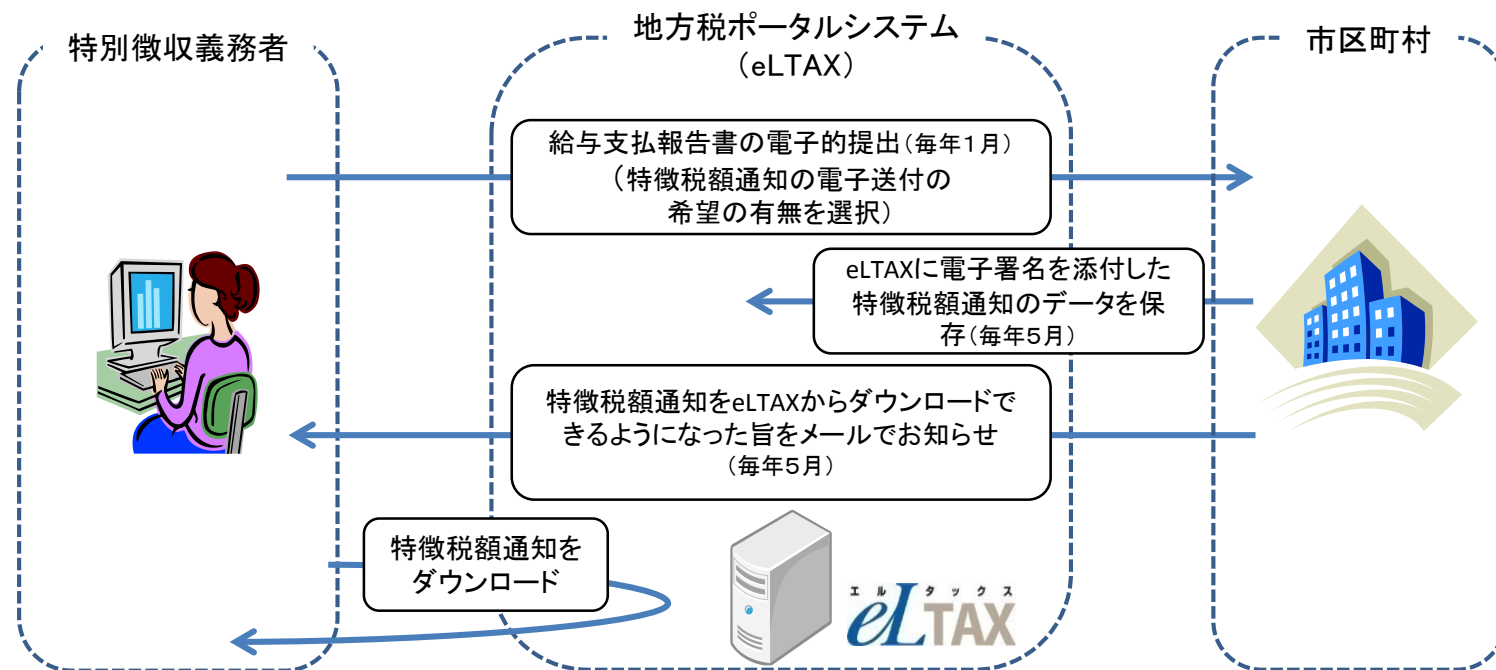
上記のほか、以下の仕組み等の整備・検討に取り組んでいる。

- ・ 給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票の電子的提出の一元化（平成29年1月～）
- ・ 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化（平成31年度実施に向けて財務省と検討中）
- ・ 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除（平成31年度実施に向けて財務省と検討中）

特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子的「正本」通知

- eLTAXの機能追加(平成27年9月)に伴い、eLTAXを通じて送付する個人住民税に係る特別徴収税額通知(市区町村から特別徴収義務者への通知)について、平成28年度課税分の個人住民税からは、電子署名を添付した「正本」の電子的通知が可能となっている。
- 平成30年6月時点で、658市区町村(全体の約38%)が電子的通知に対応済。

<特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子的「正本」通知>



【電子的正本通知を行うための条件】

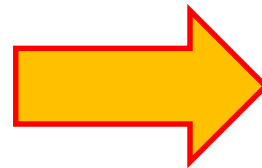
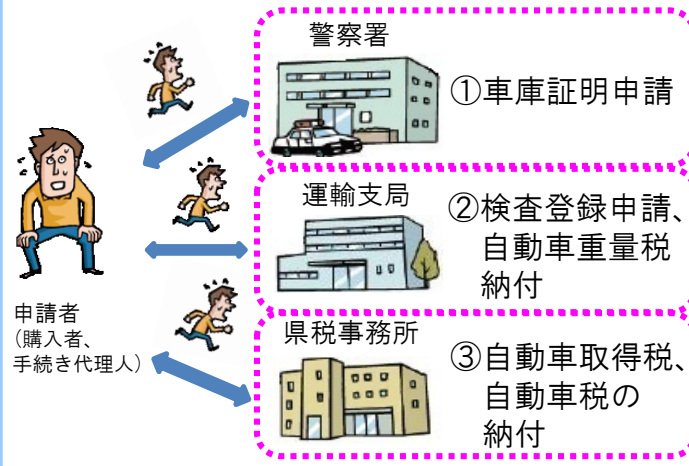
- 1 特別徴収義務者は、eLTAXの利用申請を行う(特別徴収義務者ごとのフォルダが作成される)。
- 2 毎年の給与支払報告書の電子提出時(eLTAX経由)、特別徴収義務者が税額決定通知の電子送付を選択する。
- 3 電子署名を添付できるシステムに改修済みの市区町村からeLTAXの特別徴収義務者フォルダに電子的正本通知を格納。

登録車OSSシステムの概要（初回新規登録の場合）

自動車の運行に必要な行政手続（保管場所証明、検査・登録、地方税（自動車税・自動車取得税）の申告等）を、インターネットを通じてワンストップでできる仕組み。

窓口手続き

○申請・納付手続きのため、各機関を訪れる必要



※手続の終了後に、警察・運輸支局において、保管場所ステッカー及び車検証等の受取が必要

ワンストップサービスを利用した手続き

ポイント①

全ての申請・納付手続きがオンラインで一括して行うことが可能



ポイント②

いつでも、どこからでも、24時間365日手続可能

期待される効果

ユーザーの負担が大幅に削減（稼働地域でのディーラー代行手数料は、通常に比べ8,000円低い） ※ 国交省調査による

導入地域：38都道府県（平成30年度末）

※ 平成31年度中に6団体が稼働予定

※ 導入時期未定は残り3団体（京都府、高知県、徳島県）

●対象手続き

初回新規登録、中古新規登録、継続検査、移転登録、変更登録、一時抹消登録、永久抹消登録、移転一時抹消登録、移転永久抹消登録、変更一時抹消登録、記載事項変更

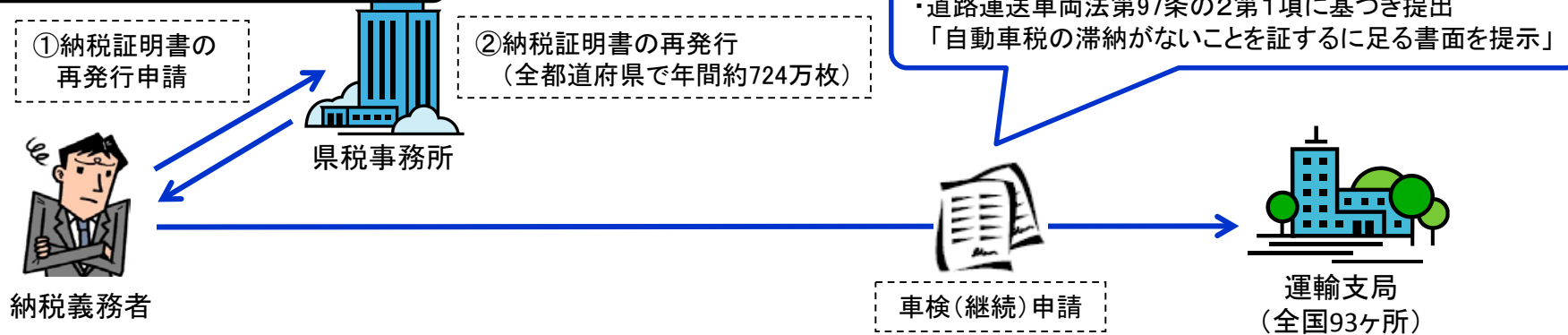
※ 平成31年度予定：解体等届出・輸出関係手続等

●利用率（導入団体内）

- ・新車新規登録 : 53.10%（2017年度現在）（目標：2021年度までに80%）
- ・継続検査（H29～稼働） : 23.54%（2019年1月時点）（目標：2021年度までに70%）

継続検査時の納付確認の電子化イメージ図

電子化前(H26年度以前)



電子化後(H27年度以降)

